

消防用設備等保守点検業務仕様書

長野県長野吉田高等学校

この点検業務は、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 第 1 項及び消防法施行令（昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号）第 36 条第 2 項第 2 号並びに消防法施行規則（昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号）第 31 条の 6 の関係規定に基づいて実施するものであり、以下の手順に従って実施する。

1 業務の対象

- (1) 所在地 長野市吉田 2 丁目 12 番 9 号
- (2) 建築物 長野県長野吉田高等学校
- (3) 設備等 消防用設備等一覧表（別紙）のとおり

2 点検の基準

点検の基準は「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）」によること。

3 点検の時期

点検作業は、契約日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に、5 か月以上の間において外観点検及び機能点検を 2 回実施すること。

また、総合点検を外観点検及び機能点検時に合わせて 1 回実施すること。

日程については、委託者と日程調整のうえ決定すること。

4 点検方法

(1) 点検者の資格

「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成 16 年消防庁告示第 10 号）」に沿い、消防設備士又は消防法施行規則第 31 条の 6 第 6 項に規定する消防設備点検資格者とする。

(2) 消火器具（外観点検及び機能点検）

ア 製造年から 10 年を経過した消火器（耐圧性能の点検を 実施してから 3 年を経過していないものを除く。）は委託者に報告すること。

イ 外形の点検において本体容器に腐食等が認められた場合は、その扱いについて委託者と協議すること。

ウ 消火器の内部及び機能の点検に当たり、抜取り数及び放射試験の計画について委託者と協議のうえ決定すること。なお、放射試験をする場合は、薬剤の吸入その他の被害の恐れのある場所以で行わないこと。

(3) 屋内消火栓設備（総合点検、外観点検及び機能点検）

ア 屋内消火栓はポンプの起動スイッチ、表示ランプ、連絡用電話の通話確認を行うこと。

- イ ホースの劣化の度合いについても点検すること。
- ウ 総合点検時の放水試験は、委託者と協議のうえ実施のこと。
- (4) 自動火災報知設備（総合点検、外観点検及び機能点検）
 - ア 自動火災報知機はすべての器具について実際に作動するか点検すること。
 - イ 受信機設置場所に1人が立会い受信機表示設備に区画ごとに正確に受信されることを確認すること。
- (5) 非常放送設備（総合点検、外観点検及び機能点検）
 - 自動火災報知設備に設置されている放送設備について、作動状況を確認すること。
- (6) 避難器具（総合点検、外観点検及び機能点検）
 - 避難器具は全器具を点検すること。
- (7) 誘導灯及び誘導標式（外観点検及び機能点検）
 - ア 誘導灯の点灯を確認すること。
 - イ 誘導灯の直流点灯（蓄電池）を確認すること。
 - ウ 蓄電池不良については速やかに報告すること。
 - エ 誘導標式について、設置状況を確認すること。
- (8) 非常電源（総合点検、外観点検及び機能点検）
 - 非常電源は、設置状況及び計器類・変圧器類等の各状態の確認を行うこと。
- (9) 防火戸・防火シャッター（総合点検、外観点検及び機能点検）
 - ア 防火戸は扉毎に点検し、誤作動のないようにすること。
 - イ 受信機に反応する防火戸等は、受信機への反応状況も点検のこと。

5 点検業務にかかる留意事項

- (1) 点検報告書は「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年10月16日消防庁告示第14号）」の規定に基づき消防署長へ2部提出し、受理後の副本を委託者に提出すること。
- (2) 各設備点検後は必ず復旧し、設備ごとに点検者名及び点検年月日を記載したシールなどを貼ること。
- (3) 火災報知器以外にも、受信機に通報される設備（防火戸等）については、全てにおいてその連動状況を正確に点検すること。設備の中には設置後相当年数経過しているものがあり、点検に際しては関係設備を熟知した技術者を立ち合わせて実施すること。

6 保守業務及びその他

受託者は、委託者からの次の故障・緊急対応の連絡が取れる体制を整備し、連絡があったときは速やかに適切な処置を実施すること。

- ア 火災その他により設備が作動した場合
- イ 火災受信機が異常・警報を発した場合
- ウ 事故等により、消防用設備に異常又は支障が生じた場合

消防用設備等一覧表

長野吉田高等学校

1	消火器	
	粉末（蓄圧式）	84本
	中性強化液	15本
2	屋内消火栓設備	
	ポンプ	1台
	消火栓	29箇所
3	自動火災報知設備	
	受信機	2台
	感知器	
	差動式（スポット型）	169個
	差動式（空気管式）	13個
	定温式（普通型・防水型）	22個
	煙式（イオン化式・光電式）	39個
	発信機（音響装置・表示灯を含む）	32箇所
	電源装置（非常を含む）	1式
	専用配線	1式
4	非常用放送設備	1式
5	非常警報器具	4個
6	誘導灯	9個
7	誘導標識	71個
8	避難器具	2台
9	防火扉（煙感知器）	26箇所
10	防火シャッター	7箇所